

清瀬市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）素案に対して提出された意見等の概要及び意見に対する市の考え方（案）

令和 5 年 12 月 22 日から令和 6 年 1 月 15 日までの間、清瀬市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）素案に対する意見募集を行った結果、8 人の方から 17 件の意見が提出されました。

そこで、これらの意見を項目ごとに整理した上で、意見に対する市の考え方を取りまとめましたので、清瀬市パブリックコメント実施要綱第 8 条及び第 9 条の規定により次のとおり公表します。

1. パブリックコメントの概要について

- | | |
|------------|--|
| （1）意見の募集期間 | 令和 5 年 12 月 22 日から令和 6 年 1 月 15 日 |
| （2）資料の閲覧場所 | 市ホームページ、地域市民センター、中央・駅前図書館、生涯学習センター、男女共同参画センター、児童センター、コミュニティプラザひまわり、清瀬けやきホール、市役所本庁舎行政資料コーナー（市役所本庁舎 1 階）、環境課（市役所本庁舎 3 階） |
| （3）提出方法 | 環境課窓口、郵送、ファックス、電子メール（LOGO フォーム） |
| （4）意見応募者数 | 8 人 |
| （5）意見件数 | 17 件 |

2. 意見等の概要及び意見に対する市の考え方

(1) 計画の記載事項に関するご意見

①再エネ導入について

No.	ご意見（原文）
1	4.3 に再エネ導入目標として 12.695MW の再エネ設備容量が突然記述されています。一方、表 4.2 には太陽光発電導入ポテンシャル 132.2MW と記述されています。このポテンシャルから再エネ設備容量が導かれたのでしょうか？再エネ設備容量の算定方法を詳述下さい。

No. 1 に対する 市の考え方	再エネ導入目標の内訳として、公共施設については国・地方脱炭素実現会議「地域脱炭素ロードマップ」に基づいた算定、住宅等は今後の新築建物予測数に東京都の太陽光発電設置義務化に関する新たな制度の影響を鑑み、想定しております。
---------------------	---

②緑地について

No.	ご意見（原文）
2	51 ページに緑化活動の推進が記述されていますが、前述したとおり地球温暖化対策への効果はほとんど無いというストーリーの中で、この記述は意味を成しません。私は緑の整備が非常に大事だと考えている者です。ここの記述を活かせるようストーリーを改変して頂きたいものです。
3	3.4.3 算定結果 P32 市内の緑地における CO2 吸収の値を市内の温室効果ガス排出量に対する割合を表記していると思います。正確には市内での CO2 吸収の全体量に占める緑地の割合を表記するのが妥当ではないかと思います。緑地以外に CO2 を吸収するものがないならば、その旨を表記するのが望ましいのではないのでしょうか。また緑地での CO2 吸収後に CO2 を固定する働きについても記載しないと緑地の有効性が理解しにくいのではないのでしょうか。
4	緑地の CO2 吸収効果が排出量の 0.028%にしかないという記述が 3.4.3 の 3 行目にありますが、低すぎませんか？緑地面積が

	少なすぎませんか？これでは緑などいくら増やしても効果なしということになりませんか？アマゾンの緑地は地球の肺と言われ、緑地の大切さは世界の常識です。3.4.3に緑地の必要性が列記されてますが、地球温暖化とは関係ないことばかりです。このようなストーリーで緑地整備を地球温暖化対策の一項目とするには無理があります。
5	いつも大変お世話になっております。計画全体については評価していますが、P31～の「3.4 緑地による CO₂吸収量」につきまして、私達の行っている「樹木1本の測定+推計」（平成12年、環境庁大気保全局生活環境室制作「こども葉っぱ判定士」事業パンフレット）での実態認識とは乖離が大きく戸惑っています。例えば幹回り300cmの桜の木の場合、年間4,600KgのCO₂吸収量となり、このレベルの樹木10本だけで46,000kg：46tにもなつてしまいます。私達も専門家ではありませんので、一度確認のお話し合いを希望します。
6	昨年夏の異常猛害をはじめ日本各地で頻発する集中豪雨被害など、地球温暖化による気候変動の影響は深刻となっております。とりわけ若い世代の未来がかかった課題であり、清瀬市でのゼロカーボンシティづくりを是非実現してほしいと願っています。全編35ページにわたる膨大な実行計画素案を拝見させていただきました。定年後、雑木林などの環境保全ボランティア活動に関わり、清瀬の「みどりの働き」を可視化しようと、10数年前から子どもたちと一緒にいけやき通りや雑林・集合住宅・イベント会場・学校などで「樹木のCO₂吸収量測定調査」活動のにとりくんでいます。そうした経験から素案についての若干の疑問と意見を述べさせていただきます。 第3章3.4「緑地によるCO₂吸収量」の項で、国土交通省等がとりまとめた「脱炭素まちづくり計画作成マニュアル」に基づき、緑地面積に吸収係数を乗じてCO₂量を推計したとあり、令和2年度の市内緑地におけるCO₂吸収は68.1CO₂/年と算出。この値は、令和2年度の市全体の温室効果ガス排出量（CO₂以外も含む）の0.027%となりますとありますが、その数値について検証してみました。 私たちが「樹木のCO₂吸収量測定調査」の指標にしてきたのは、平成12年度の環境庁大気保全局大気生活環境室が製作した「こども葉っぱ判定士」事業が成したCO₂削減効果の指標に基づいて検証した結果、清瀬市の緑被地17.0haを1枚の「みどりの葉っぱ」に例え、葉っぱ1㎡のCO₂吸収率2.8をかけるとCO₂吸収量は476tとなり、実行計画の指標の約7倍近い数値になりました。この数値の違いはなぜなのか。素案では「緑にはCO₂の吸収以外にも下記の様な様々役割もある」と縷々みどりの役割が併記されていますが、エネルギー産業や工場・家庭で人口的に排出されたCO₂の削減（目標）量と、「みどり」のCO₂吸収量（能力）という全く性格（次元）の違うものを数値で単純比較するのには疑問で、「みどり」の果たす役割を過小評価する意味にしか理解できません。指標になったマニュアルとともに、その違いを説明していただけないでしょうか。

No. 2～6 に対する 市の考え方	緑はCO ₂ を吸収する緩和効果のみならず、熱中症対策、雨水の貯留、生態系の保全など温暖化を和らげる適応役割も持つものであり、他の対策・施策と合わせて取り組む必要があるものと認識しております。また、本計画において吸収源の推計対象としている緑地は、「低炭素のまちづくりマニュアル（算定方法編）」等に基づき設定しているため、本市全域の緑地を指すものではありませんが、これらのことについては、計画本文中の表現を改めさせていただきます。
-----------------------	---

③太陽光発電について

No.	ご意見（原文）
7	全体を俯瞰した印象は太陽光発電施設整備事業を拡大する東京都の方針を支持すべくストーリーを積み上げたとの印象です。小池都政の方針に唯々諾々と従うのではなく、緑地の多い特徴を生かした清瀬市なりの地球温暖化対策としてくださることを願います。

No. 7 に対する 市の考え方	本編第3章に記載しましたとおり、本市では家庭部門と業務部門における排出量が多い状況となっております。この2部門については、電気の利用に起因する排出量が多いとされております。また本市の再エネポテンシャルはほぼ太陽光に限られている状況です。このことから、現時点で本市においては、補助金の活用等を行いながら太陽光発電機器導入を促進することは、排出量の削減において効果的であると考えております。ただし、ゼロカーボンシティの実現においては多岐にわたる取り組みが必要であることから、緑化の維持・管理を含めた本市の状況に合った取り組みを進めてまいります。
---------------------	--

No.	ご意見（原文）
8	REPOS データを活用され精緻化を経ての太陽光発電導入ポテンシャル想定に深い感銘を受けました。貴市におかれましても家庭部門のCO ₂ 削減は極めて重要な課題だと認識しております。建物系の潜在ポテンシャルのうち過半数を占める戸建住宅の

	太陽光普及拡大はゼロカーボン実現に向けて非常に重要な位置づけであることを理解出来ました。このポテンシャルを当計画においてもより目立つ形でご記載戴くのも良いかと思いました。この戸建住宅の太陽光普及拡大の重要性を是非とも市民の皆様にご紹介して戴きたいとともに、今後益々FITを終了するご家庭が増えると思いますのでその活用方法も重要だと考えます。大変に参考・勉強になりました。誠に有難うございました。
--	---

No. 8 に対する 市の考え方	本計画に基づき、地球温暖化対策を推進してまいります。
---------------------	----------------------------

④省エネルギーについて

No.	ご意見（原文）
9	省エネルギー活動は重要な課題であり、省エネルギー活動を進めるためには、市民の自発的な行動変容を促すことが最も必要だと考えます。そのため、以下の文章に、下線部分の追加を提案します。 本市では、温室効果ガス排出量のうちエネルギーの消費に伴う排出量が約9割を占めており…。公共施設等における率先した省エネルギーの推進とともに、市民、事業者が省エネルギー活動に取り組むことができるような自発的な行動変容につながる学校教育や情報発信、普及啓発、支援及び仕組みづくりを行います。
10	地球温暖化対策において、住宅・事業所における高効率・省エネルギー型のエネルギー設備導入促進は重要な施策であり賛同いたします。 更には、高効率・省エネルギーに加えレジリエンス性も高い停電対応型 GHP や発電機能付き家庭用燃料電池等の省エネルギー設備導入検討も重要と考えます。
11	省エネルギー設備の普及、既存住宅の省エネルギー化に資する支援制度や補助金の情報発信は重要と考えます。「令和5年度清瀬市新エネルギー機器等設置補助金」の対象機器である家庭用燃料電池エネファームは、CO₂排出量削減とあわせ災害時対応にも貢献できる機能を搭載しており、環境性とレジリエンス性を備えております。地球温暖化対策の「適応策」の観点からも設置補助機器対象として継続をお願いします。

12	地球温暖化対策において、公共施設における省エネルギー性能の高い機器の導入促進は重要な施策であり賛同いたします。 更には、省エネルギー性能に加えレジリエンス性も高い停電対応型 GHP や停電対応型ガスコージェネレーションシステムの省エネルギー設備導入検討も重要と考えます。
----	--

No. 9～12 に対する 市の考え方	いただいたご意見は、今後の取組を推進するための参考とさせていただきます。
------------------------	--------------------------------------

⑤ソーラーシェアリングについて

No.	ご意見（原文）
13	第二次 清瀬市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に対するパブリックコメント 表記実行計画（以下、本計画という）を拝読させて頂きました。詳細にわたる計画作成に対して、敬意を表します。本計画は、国が進める地球温暖化対策に基づき、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）第 21 条に規定される「地方公共団体実行計画」として 清瀬市（以下、本市という）が策定する計画と認識しております。 また、令和 2 年 10 月の内閣総理大臣所信表明演説においてを宣言した「2050 年カーボンニュートラル（2050 年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする事を目標）」を達成するために実行される計画と理解しております。 その意味では、本計画は理解できますが、現在の地球環境の現状を考えるとウクライナとロシアの戦争、イスラエルとハマスの紛争等を含めて環境改善に向けた取り組みは遅々として進まないどころか、後退しているといっても過言ではない状況になっているのではないのでしょうか。 また、国が進めている対策に関してもお題目に留まっており、具体的取り組みに関しては、その進捗に関して課題を残しているように感じられます。 こうした中、本市にとり、地球温暖化対策をより積極的に進め、実効をあげることによって、自治体として PR する絶好のチャンスと考えます。 特に本計画にもある 「ハード的取り組みの推進」（温室効果ガス排出量を継続的かつ効率的に削減するため、省エネルギー化（省エネ改善・省エネ型機器への更新）や再生可能エネルギーの導入、ESCO 事業の導入などハードの取り組みを併せ、市施

	設全体のエネルギー使用量を削減します。)をより具体化し、計画に盛り込むことが必要と考えます。 私は、本市の特徴である東京都郊外にあり恵まれている自然環境（特に農業面では広い耕作地を有し、日々市民は清瀬産の野菜を日常的に食している）を有効に生かし切る施策を是非実行して欲しいと考えております。その一案としてあげるのが「ソーラーシェアリング」です。（本計画の中にも 5.2.2 基本方針 2：再生可能エネルギーの普及・促進の再生可能エネルギーの地産地消の項に記載有） 日本の中では、匝瑳市が市民エネルギーちば（https://www.energy-chiba.com/）（代表取締役／東 光弘）さんと協業しているのが有名ですが、畑作（水田含む）と太陽光発電を協業しようとする取り組みであり、本市にとって、可能性のある取り組みではと考えます。 （税制や農地法等を含め、クリアしなければならない課題は多いと思われますが）結果的に市民にローコストエネルギーを安定的（災害時対策を含め）に提供することに加え、畑作農家にとっても農地を保全し、安定した収入の確保につながる施策であると考えます。（環境省の『脱炭素先行地域』には、東京都の都市は、まだ一つも選定されていない） 残念ながら本計画内では、事業者に対してはその導入可能性に対しての情報収集、本市におかれては挿入可能性に対する研究に留まっております。既に当施策は実行段階に入っており、本計画内には施策実行に向けた予算化を含めた具体的計画を期待するものです。 合わせて「ソーラーシェアリング」に留まらず、再生可能エネルギーと蓄電池（リチウムイオン電池に限らず燃料電池（水素を利用した発電）等）を活用したスマートシティに向けた取り組み等を計画に組み込むことを期待します。限られた税金を何に使うか、課題は多いと思いますが今後の本市発展につながる計画作成と実行を要望します。＜参考資料＞日本のエネルギー政策（http://www.egpower.co.jp/）（イージーパワー（株）編集）・・・再生可能エネルギーのポテンシャル等に関して分かり易く解説してあります。
--	--

No. 13 に対する 市の考え方	生産緑地へのソーラーシェアリングの設置については、依然課題が多く残されており、生産緑地の多い本市においては、直ちにソーラーシェアリングの事業化をすることは難しいため、現段階では法整備状況、先行事例及び新技術の開発状況等を注視してまいります。また、再生可能エネルギーと蓄電池を組み合わせた活用について、本市では補助金制度の設けており、引き続き取り組みを進めたいと考えております。
----------------------	---

⑥ZEV について

No.	ご意見（原文）
14	ZEV 購入、家庭用充電設備設置の補助金を是非とも実現いただきたい。

No. 14 に対する 市の考え方	いただいたご意見は、今後の取組を推進するための参考とさせていただきます。
----------------------	--------------------------------------

⑦緑化対策について

No.	ご意見（原文）
15	駅周辺でマンション建設が進んでいます。例えば 10 階建ての場合、ワンフロア 2 戸として 20 戸分に近い高熱需要と推定されます。一定規模以上の物件には、屋上に太陽光パネル設置や敷地に緑地エリアを設けてもらうなどの措置が必要です。 また、自分の住まいの地域では、ここ数年の間に庭木がなくなり全面コンクリート舗装の、一戸建て住宅への建て替えや低層アパートが合わせて 10 棟位建てられています。殺風景になるうえ植物、昆虫、野鳥たちも減り、地面からの熱も増加し、冷房需要が増すことが懸念されます。昨年、東京の猛暑日は 22 日で観測史上最多でした。地球は沸騰化の時代に入ったとも言われています。これらの建物に対して、緑地スペース確保や舗装場所に透水性材使用を誘導するなどの措置が必要です。
16	市民による緑地整備を後押しする緑化ポイント制度の導入を追加してください。

No. 15～16 に対する 市の考え方	いただいたご意見は、今後の取組を推進するための参考とさせていただきます。
-------------------------	--------------------------------------

⑧その他について

No.	ご意見（原文）
17	パブリック・コメントで市民の意見を集約する方法について意見を述べさせていただきます。いま読んでいる時代小説に「目安箱」の話がありました。名君と謳われた吉宗侯が庶民の声を聞くために設置した目安箱。当初は庶民に歓迎されましたが、住まいと名が明記されていない書状は「没」になり、しかも採用案件も少ないため民から見放されたとか…。最近、清瀬市政ではパブコメで市民の意見集約がふえています。また、一つの案件への市民からのパブコメ件数も少ないと聞いています。行政としてはシステム化された方が合理的と判断されたのかわしれませんが、この度、ホームページに掲載された地球温暖化計画については、子どもや若い世代も含めた広い市民の参加がなければ実行できない課題ではないかと思います。また、パブコメ案件を読んで理解できる市民がどれだけいるかという疑問もあります。また、パブリックコメントで市民の意地が集約できるのかという疑問もあります。パブコメを求める前に、案件についての市民説明会をぜひ開いてほしいと思いました。清瀬市の地球温暖化対策実行計画に期待している、市民として、パブコメを現代版の「目安箱」にしないためにご検討ください。未来社会にむけて、市民を巻き込んだ「夢」と「希望」ある実行計画にしていきたいと思います。

No. 17 に対する 市の考え方	パブリックコメントに対するご意見として、承らせていただきます。
----------------------	---------------------------------

3. パブリックコメントによる計画の修正箇所（新旧対照表）

頁	旧	新
31	3.4.2 算定手法 国土交通省、環境省及び経済産業省が取りまとめた「低炭素まちづくり計画作成マニュアル」に基づき、「清瀬市みどりの基本計画」の対象とする緑地の面積に吸収係数を乗じてCO₂吸収量を推計しました。なお、緑地面積は温室効果ガス排出量の現状年度に合わせ、令和2（2020）年度の値を用いています。	3.3.2 算定手法 吸収量の算定手法は複数ありますが、本計画では「低炭素まちづくり計画作成マニュアル」に基づき、算定対象となる緑地を、「本市が間伐更新などの管理が行われていることを把握している緑地」、「都市緑地法又は条例による緑地保全策が講じられている緑地」とし、それらの緑地面積に、間伐更新や補植などの管理が行われている場合は、4.95t-CO₂/ha/年、間伐更新や補植などの管理が行われていない場合は、1.54t-CO₂/ha/年の吸収係数を乗じてCO₂吸収量を推計します。なお、緑地面積は令和2（2020）年度の値を用いています。

頁	旧	新
32	3.4.3 算定結果 令和2（2020）年度の市内の緑地におけるCO₂吸収は68.1t-CO₂/年と算定しました。（表3.7）この値は、令和2（2020）年度の市全体の温室効果ガス排出量（CO₂以外も含む）の0.028%となります。地球温暖化対策においては、排出量の削減を軸とした多岐に渡る取り組みが必要となりますが、緑にはCO₂の吸収以外にも以下のような様々な役割もあるため、本市としては引き続き緑の維持・保全に努めます。	3.3.3 算定結果 算定手法に基づき算定をした結果、令和2（2020）年度の市内の緑地におけるCO₂吸収は68.1t-CO₂/年となりました。この数値は、同年度の市全体の温室効果ガス排出量（CO₂以外も含む）の0.028%となります。（表3.5） なお、清瀬市みどりの基本計画においては、緑地（樹林、竹林）を143.1haと示しております。仮に、この全てで国が定める間伐更新や補植などの管理が行われた場合、708.3t-CO₂/年と10倍以上のCO₂の吸収の算定が見込まれます。 ゼロカーボンシティの実現には、CO₂排出量削減の取り組みが欠かせませんが、緑にはCO₂の吸収に加え、清瀬市みどりの基

		本計画に示す下記の役割等も担っていることから、引き続き市民・事業者・市が協働し、緑の維持・保全に努めることが重要です。
--	--	---

頁	旧	新								
32	表 3.7 緑地による年間の CO₂吸収量 <table><tr><th>緑地面積（2020 年度）</th><th>CO₂吸収量</th></tr><tr><td>17.0 ha</td><td>68.1 t-CO₂/年</td></tr></table>	緑地面積（2020 年度）	CO ₂ 吸収量	17.0 ha	68.1 t-CO ₂ /年	表 3.5 緑地による年間の CO₂吸収量 <table><tr><th>算定対象となる緑地面積 （2020 年度）</th><th>CO₂吸収量</th></tr><tr><td>17.0 ha</td><td>68.1 t-CO₂/年</td></tr></table>	算定対象となる緑地面積 （2020 年度）	CO ₂ 吸収量	17.0 ha	68.1 t-CO ₂ /年
緑地面積（2020 年度）	CO ₂ 吸収量									
17.0 ha	68.1 t-CO ₂ /年									
算定対象となる緑地面積 （2020 年度）	CO ₂ 吸収量									
17.0 ha	68.1 t-CO ₂ /年									